

○参照条文

①港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2～11 (略)

（業務）

第十二条 港務局は、左の業務を行う。

- 一 港湾計画を作成すること。
- 二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)。
- 三 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全のため必要な港湾施設(第十一号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。)の建設及び改良に関する港湾工事をすること。
- 三の二 前号に掲げるものの外、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、敷地等による土地の造成又は整備を行うこと。
- 四 委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設(港湾の運営に必要な土地を含む。)であつて一般公衆の利用に供するものを管理すること。
- 四の二 水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五 一般公衆の利用に供する係留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対し係留場所の指定その他使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五の二 港湾区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。
- 六 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
- 七 港湾の開発、利用及び保全のため必要な調査研究及び統計資料の作成を行い、並びに当該港湾の利用を宣伝すること。
- 八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が他の者によつて適当且つ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。
- 九 港務局が管理する港湾施設で、一般公衆の利用に供することを要せず、

- 又は自ら運営することを適當としないものを貸し付けること。
- 十 港務局が管理する上屋、荷役機械等の港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制すること。
- 十一 港湾運営に必要な役務の提供をあつ旋すること。
- 十一の二 前号に掲げるものの外、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつ旋すること。
- 十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設(船舶若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物(同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。)又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。)及び廃油処理施設(同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。)を管理運営すること。
- 十二 船舶乗組員又は港湾労務者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。
- 十三 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。
- 十四 その他前各号の業務を行うため必要な業務

2～5 (略)

(国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等)

第四十六条 港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。

2 (略)

(直轄工事)

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

- 一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事

- 二 重要港湾が前号の拠点としての機能を發揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
- 三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
- 四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

2 (略)

(港湾施設の貸付け等)

第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条の規定による普通財産について財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2・3 (略)

②民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成十一年七月三十日法律第百十七号)

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二～五 (略)

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3～5 (略)

(行政財産の貸付け)

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

2・3

4 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

5～8 (略)

③構造改革特別区域法(平成十四年十二月十八日法律第百八十九号)

(港湾法等の特例)

第十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。)において、特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。)の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの(以下この条及び別表第九号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。)に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めた者(以下この条において「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。

2～6 (略)

④地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　（略）

2　（略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。